

建設系廃棄物の適正処理について



大規模な不法投棄*の6～8割は 建設系廃棄物

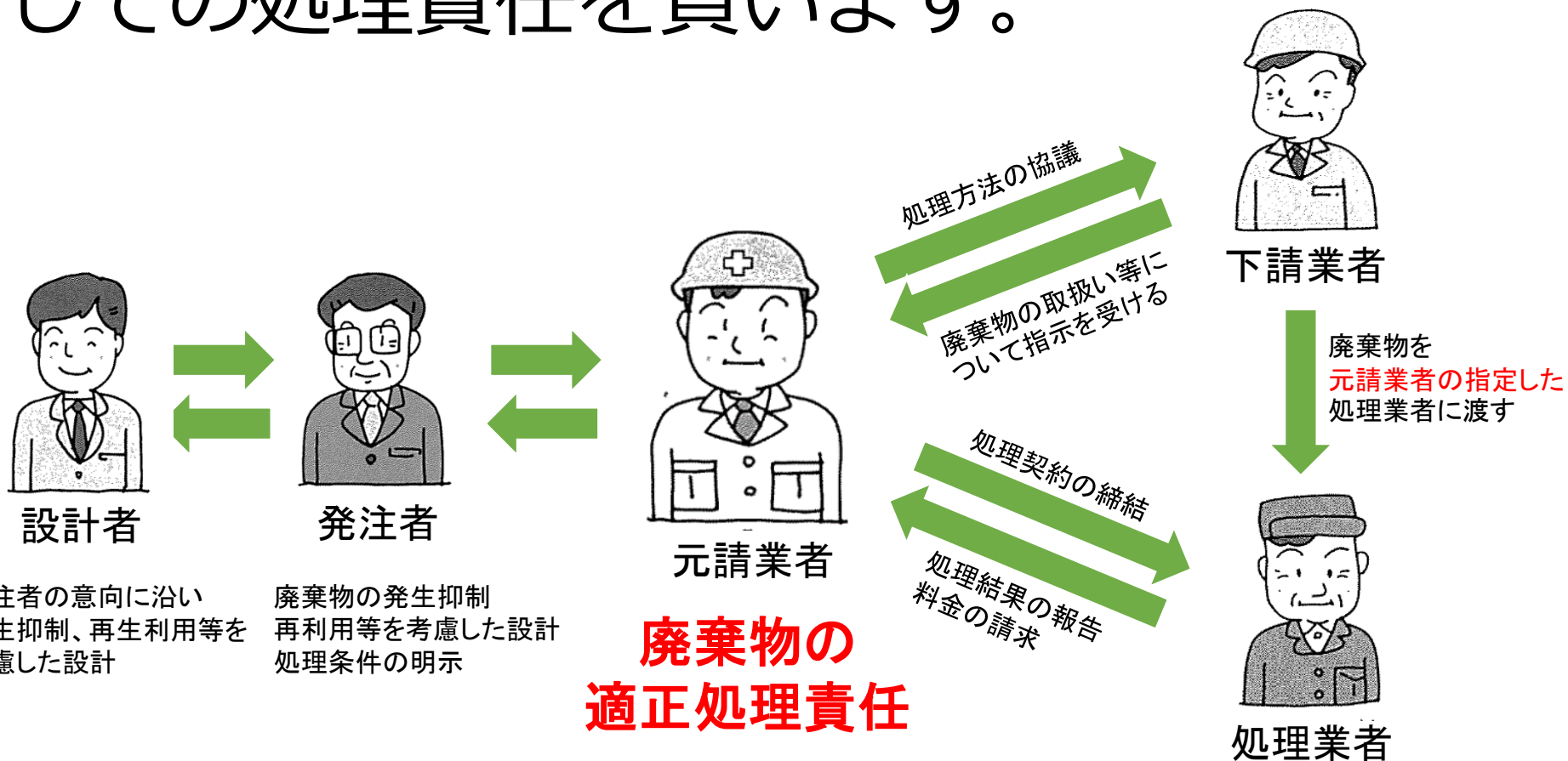
		H25	H26	H27	H28	H29	
全国	発見件数	318	311	404	263	324	
	うち 建設系	件数	256	244	313	205	245
		割合	80.5%	78.5%	77.5%	77.9%	75.6%
青森県	発見件数	30	25	32	34	25	
	うち 建設系	件数	21	17	20	21	20
		割合	70.0%	68.0%	62.5%	61.8%	80.0%

*廃棄物量10トン以上の不法投棄

建設工事関係者の役割等

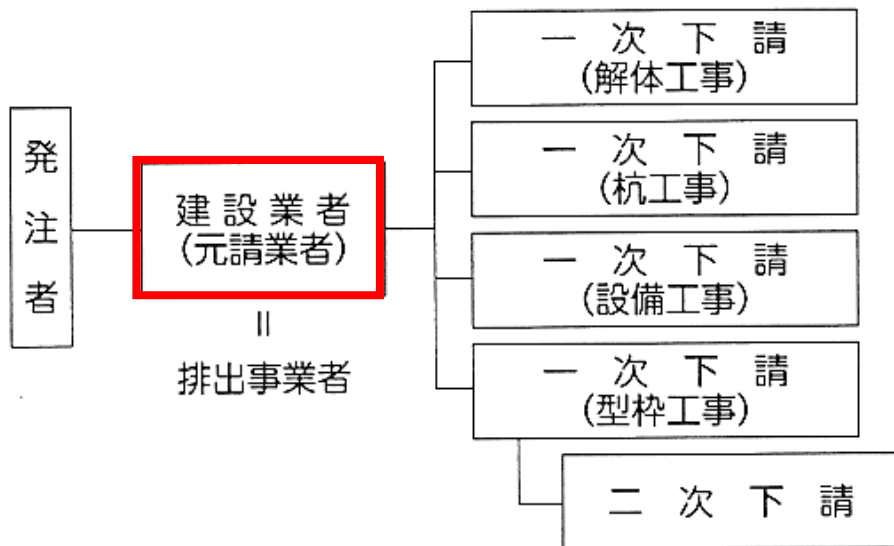
(ガイドブックP.54)

建設工事では、**元請業者が排出事業者**としての処理責任を負います。

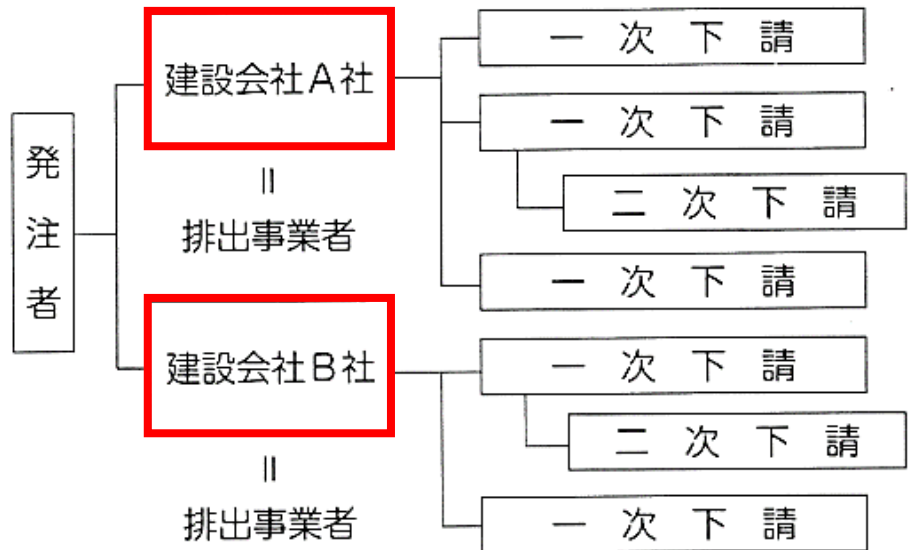


○代表的な契約形態における排出事業者（例）

①通常の場合



②分離発注の場合



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

(ガイドブックP.59)

建設リサイクル法

発注者 : 工事着手前に分別解体計画などを**特定行政庁***に届け出る義務

*県、青森市、弘前市、八戸市

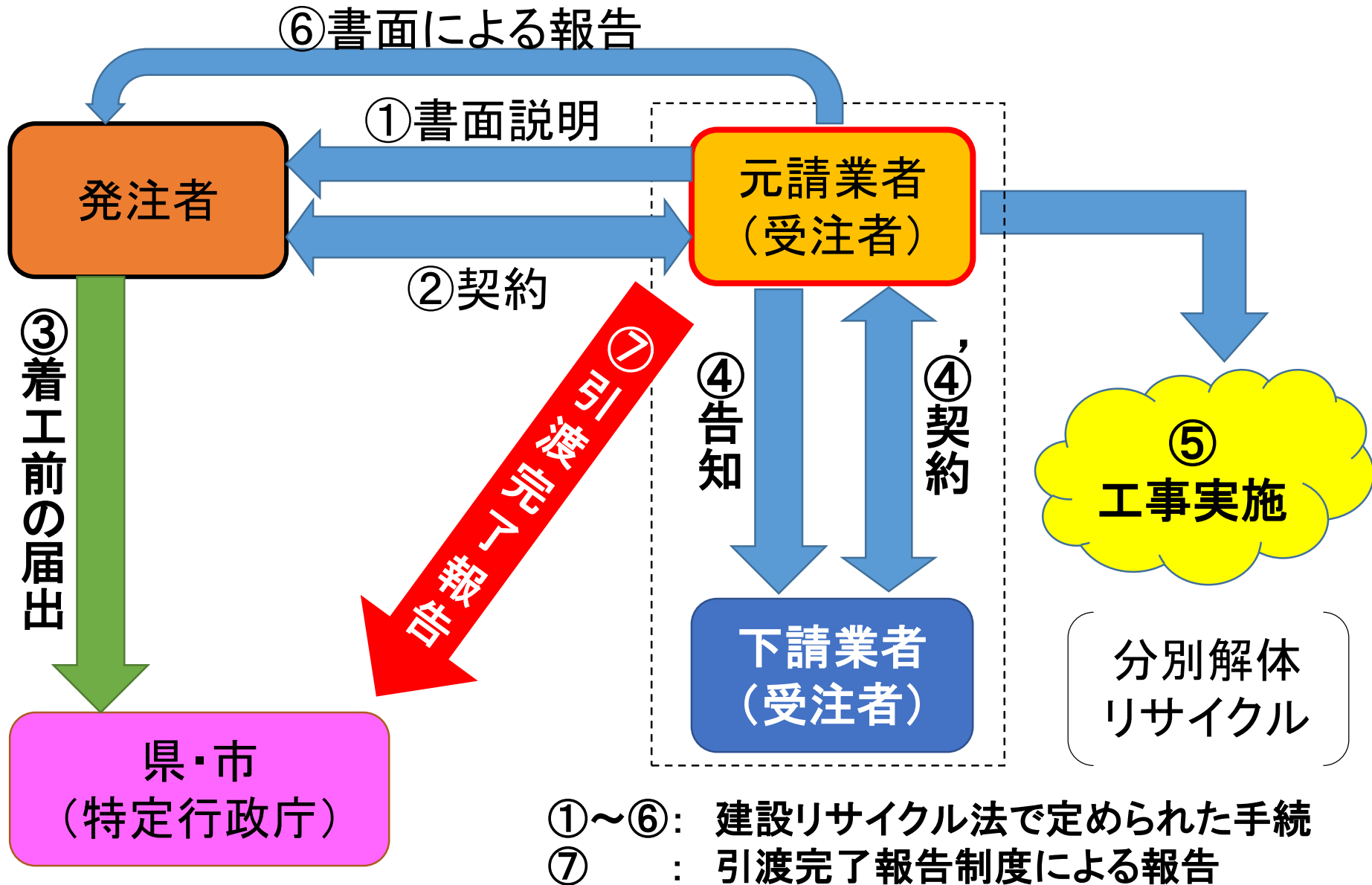
元請業者 : 工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、**発注者へ報告する義務**

建設リサイクル法では、工事により発生した廃棄物が最終的に適正処理されたかどうか行政が確認することができない。



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を制定

建設資材廃棄物の引渡完了報告制度



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

■ 報告方法

所定の様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて、工事現場の所在地を管轄する**地域県民局環境管理部に提出**

(工事現場が青森市、八戸市の場合は、それぞれの市の規定に従い、それぞれの市に提出)

<添付書類>

- ・ 紙マニフェスト使用 : B2票の写し
- ・ 電子マニフェスト使用 : 運搬終了の通函があったことを確認できる書面
- ・ 自己運搬の場合 :
 - ・ 元請業者（自主施工者）の氏名又は名称、住所
 - ・ 運搬する廃棄物の種類、数量
 - ・ 廃棄物の積載日、積載場所（工事現場）の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先（処理施設）の名称、所在地、連絡先

■ 報告時期

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を**処分業者に引き渡した日から20日以内**に報告

様式やその他の詳細は、県HPで公表しています。

引渡完了報告



https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpai_houkoku.html

青森県建設系廃棄物 適正処理推進行動指針

(ガイドブックP.61)

<策定主旨>

建設系廃棄物の不法投棄等を防止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が取り組むべき事項を明示

<目標>

建設系廃棄物の大規模な不法投棄*について、**概ね10年以内の撲滅**に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

(*環境省が公表している10トン以上の不法投棄)

<元請業者（排出事業者）に求められる行動の例>

- ・ 分別解体の徹底
- ・ 優良な産業廃棄物処理業者の選定
- ・ 「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の確認・活用

具体的な内容は県HPで公表しています。

建設系廃棄物行動指針

